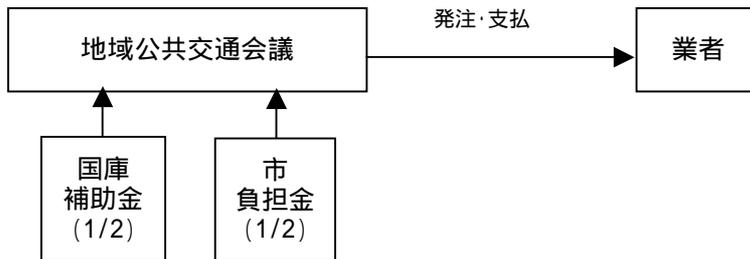


平成21年度八戸市地域公共交通活性化・再生総合事業 事業費負担イメージ

ケース1: 地域公共交通会議(市)が主体的に実施する事業に対する経費

市の政策的観点から公共交通の利用促進を図る目的で実施する事業経費に対して、当該事業費の50%相当(=国庫補助充当外分)を市負担金により充当。

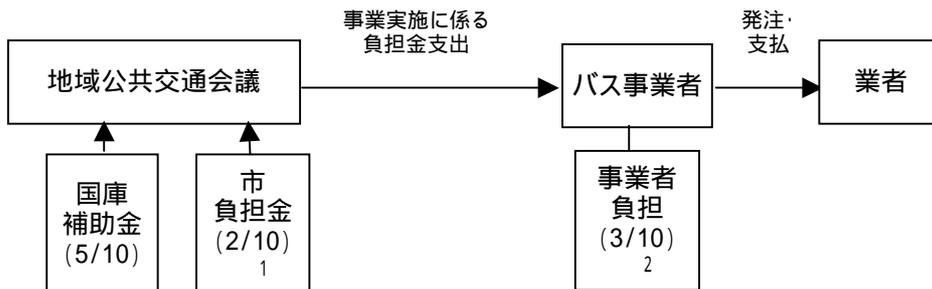
等間隔運行路線情報戦略プロジェクトにおけるWEBデータ制作経費
「バスマップはちのへ」発行プロジェクトにおける
印刷経費(=転入世帯への配布を予定)およびWEBデータ制作経費



ケース2: 地域公共交通会議構成団体のバス事業者が主体的に実施する事業

プロジェクトの趣旨に同意するバス事業者が主体となり実施する次の事業に対しては、バス事業の活性化を図る観点から、当該事業費の20%以内の額を市一般財源からの負担金により充当。

等間隔運行路線情報戦略プロジェクトにおけるバス停留所情報案内改善経費
および八戸駅線共同運行広報媒体の制作経費
企画乗車券・企画商品化プロジェクトに係る事業経費
路線ナンバリング設定プロジェクトに係る事業経費



- 1: 路線ナンバリング設定プロジェクトに関しては、事業者ごとに、支出総額の20%相当について負担金を充当するものとし、一事業者当たり200千円を上限とする。
- 2: 複数事業者が共同で実施する場合は、事業への関与の度合いにより事業者間の支出割合を別途算定。